

平成 23 年 4 月 28 日

各 位

株式会社 I H I

「談合再発防止対策検討委員会」の提言を受けて実施する再発防止策について

当社は、国土交通省関東地方整備局、東北地方整備局および北陸地方整備局ならびに旧日本道路公団が発注する鋼橋上部（工）工事に係る入札談合（独占禁止法違反）事件に関連して提起された株主代表訴訟の和解（平成 22 年 4 月 28 日付）に基づき、原告の推薦する弁護士 1 名を含む社外委員 3 名および社内委員 6 名（うち 1 名は取締役）で構成する「談合再発防止対策検討委員会」を設置し、平成 22 年 6 月から 11 回にわたり開催された同委員会において、談合の再発防止を徹底するための施策について検討が重ねられました。

このたび、当社は同委員会より、検討結果を踏まえた再発防止策の提言（提言の内容は別添のとおりです。）を受けました。当社は、委員会からの提言を真摯に受け止め、現在実施している再発防止策に加えて、提言内容に沿った取組みを以下のとおり実施していく所存です。

当社はこれからもコンプライアンス経営の徹底に努め、広く社会から信頼され続ける企業を目指してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 経営トップによる談合決別の意思の継続的な宣言

提言のとおり、橋梁・水門営業部門だけでなく¹、グループ全体として談合の再発を防止するためには、経営トップが率先して談合からの決別の意思を明確に宣言し、グループ内のすべての役員および従業員に対してそのような経営トップの姿勢を繰り返し示すことが必要であると考えております。

そこで、改めて以下のとおり社内外に宣言するとともに、「営業活動における法令遵守マニュアル」の冒頭に、独占禁止法に違反して受注や利益を確保すべきではなく、むしろ独占禁止法違反は会社に対する重大な背任行為であって、「会社のため」という言葉では決して正当化できない犯罪行為である旨の社長のメッセージを掲載し、「コンプライアンス・ガイド」にも、談合決別を含むコンプライアンス徹底に向けた経営トップの意思を明記するなど、社内に経営トップの姿勢を改めて明確に示します。

¹ 「談合再発防止対策検討委員会」は、上記橋梁談合事件に加え、国土交通省（ダムおよび河川）、水資源機構ならびに農林水産省が発注する水門設備工事に係る入札談合（独占禁止法違反）事件を検討の対象としておりました。

私たち IHI グループは、法令の意味するところを理解した上でこれを大切に守り、社会的なルールや国際的な取り決めにも反することのないよう、誠実、公正を旨として倫理的に行動します。特に、公共工事の受注においては、独占禁止法その他関係法令を遵守し、入札の公正、公平を阻害する行為を一切行いません。

また、毎年 10 月の「企業倫理月間」には、イントラネットや社内報などを通じて、経営トップ自らが談合決別を含むコンプライアンス徹底に向けたメッセージを役員・従業員に必ず発信することとし、経営トップの強い意思が継続的に示され、共有されるようにしてまいります。

2. 「営業活動基本規程」および「営業活動における法令遵守マニュアル」の改訂

提言に従い、「営業活動基本規程」および「営業活動における法令遵守マニュアル」について、独占禁止法等関係法令の改正、公共工事入札制度の改革等の環境変化を踏まえた最新の内容に改訂いたします。改訂に当たっては、従来のルールの運用状況を確認し、営業活動の実態を踏まえて規制の必要性と実効性を検証した上で、現場の営業従事者や外部識者の意見を適切に反映するように努め、半年後の完成を目指します。改訂したマニュアルはすべての営業従事者に配布し、その周知徹底を図ります。なお、今後も最新の内容が維持されるように、規程・マニュアルの内容は定期的に見直すこととし、必要があれば適宜改訂いたします。

3. 独占禁止法遵守教育のさらなる充実

すべての営業従事者を対象に、改訂後の規程・マニュアルをテキストとした独占禁止法遵守教育を早期に実施します。

提言のとおり、教育においては、個々の営業従事者に談合を始めとした独占禁止法違反のリスクを自分の問題として認識させ、危機感を持たせることが課題となると考えております。そこで、独占禁止法に違反した場合には、会社に巨額の課徴金が課されうるだけでなく、営業従事者自身が刑事罰を問われ、場合によっては逮捕・勾留されて実刑判決を受けることもありうることを理解させ、しっかりと意識に刷り込ませるように、最近の違反事例を用いるなどして、実践的で実効性の高い内容とするべく、よりいっそうの工夫をいたします。

また、営業部門に配属された新入社員や営業部門以外から営業部門に転入してきた社員に対しては、その新入・転入のタイミングで引き続き確実に教育を受講させるとともに、規程・マニュアルの改訂時には改めてすべての営業従事者に教育を実施するなど、すべての営業従事者が最新の内容の教育を受講済みである状態を維持することとし、教育受講記録の整備によりそれを担保いたします。

4. 入札価格決定メカニズムの透明性向上

当社の橋梁・水門営業部門を継承した株式会社 IHI インフラシステム (IIS) では、案件ごとに逐次情報を入力・管理する「セレクションシート」をキーとした案件情報管理手法を採用し、応札案件や応札価格については管理部門やエンジニアリング部門との合議で決定するなど、一定の透明性を確保した仕組みを構築してまいりましたが、今般、これを改善したシステムを開発し、今年度から運用することといたしました。当社としては、この新しいシステムが、データの改ざんを防止するだけでなく、従来の手法と比べてより透明性の確保に資するものであることを確認しておりますので、IIS が新システムを着実に運用するよう親会社として指導・監督いたします。

また、見積作業や受注活動など、受注に関わるプロセス全般の透明性を維持・確保するため、内部統制評価により担保する体制を今後も継続させることといたします。

5. 営業監査の継続および本件事件後の環境変化を踏まえた見直し

当社は、公正取引委員会の審決・排除措置命令に基づいて橋梁・水門営業部門における入札手続の適法性に係る監査を実施しており、その監査結果の公正取引委員会への報告義務は平成 22 年度の監査をもって終了しましたが、提言に従い、今年度以降も引き続き監査を実施することといたします。

ただし、これまでのタスクフォースは解散し、今後は IIS の内部監査部門（内部統制監査室）が主体的に監査を実施し、当社の内部監査部がこれを支援・監督する体制とするほか、独占禁止法の改正、公正取引委員会の動向、公共工事入札制度の改革等も踏まえ、営業監査の手法については適時・適切に見直しを図ってまいります。

なお、提言のとおり、最近の法制度や社会環境の変化を考慮すると、談合やそのおそれのある事実を早期に発見することはきわめて重要であり、そのためには、内部監査の実施に加えて内部通報制度の積極的な利用が有効と考えております。そこで、当社の内部通報制度の実効性をいっそう高めるため、健全な内部通報は会社にとって有益な行為であり、会社は通報行為を理由とするあらゆる不利益を排除していることを、研修などあらゆる機会に従業員に対して説明し、さらに通報しやすい環境を整えます。

6. 談合またはそのおそれのある事実を発見した場合の対応ルールの策定

提言のとおり、法令違反またはそのおそれのある事実を発見した場合の適正・迅速な調査と判断は、企業におけるコンプライアンスの要諦であり、これを怠れば役員の重大な任務懈怠となるものと理解しております。

そこで、危機管理に関する全社規定または部門規定を関係部門で早急に見直し、課徴金減免申請に至るまでの事実調査の方法や意思決定プロセスなどを含め、このような危機に直面した場合の具体的な対応ルートを策定いたします。

7. IHI インフラシステムのコンプライアンス体制強化と当社による指導・監督

談合の再発防止を徹底するためには、当社だけではなく、当社の橋梁・水門事業を承継した IIS が当社と同レベルのコンプライアンス体制を確立し、当社と同様に提言を真摯に受け止めて実行に移すことが必須となります。

そこで、IIS が、以下の内容を含む再発防止策を策定し、それを着実に実行するよう、提言で例示された子会社化によるリスクにも配慮しながら、当社が十分に指導・監督してまいります。

- (1) IIS の経営トップが、自社の従業員に対し、改めて当社と同様の談合決別の意思を明確に宣言すること
- (2) 当社と同様に、「営業活動基本規程」および「営業活動における法令遵守マニュアル」を整備・改訂すること
- (3) 当社が営業従事者向けに実施する独占禁止法遵守教育に、IIS のすべての営業従事者を参加させるほか、独自の教育も実施すること
- (4) 新しく導入した案件情報管理システムを着実に運用すること
- (5) IIS の内部統制監査室が、当社内部監査部の支援・監督の下、営業部門における入札手続の適法性に係る監査を毎年主体的に実施するとともに、当社グループの内部通報制度を利用しやすい環境を整備すること
- (6) 当社と同様に、談合またはそのおそれのある事実を発見した場合の対応ルールを策定すること

以 上

談合再発防止対策検討委員会の提言の内容

1. 経営トップによる談合決別の意思の継続的な宣言

橋梁・水門営業部門だけでなく、グループ全体として談合の再発を防止するためには、経営トップが率先して、グループ内のすべての役員および従業員に対して、独占禁止法に違反してまで受注や利益を確保する必要はなく、独占禁止法違反は会社に対する重大な背任行為であって、「会社のため」という言葉では決して正当化できない犯罪行為である旨を宣言し、談合からの決別の意思を明確に示し続けることが必要である。

当社においては、本件事件発覚後、取締役会において自らがコンプライアンス活動を率先垂範することを確認したほか、「営業活動における法令遵守マニュアル」の前文において社長（当時）が「市場のルール遵守は、目先の受注や利益に優先する」旨宣言するなど、社内会議や従業員宛のメール等を通じて、経営トップがコンプライアンス重視の姿勢を表明している。しかし、このような姿勢は、継続的に示されることが重要である。そこで、経営トップが改めて談合からの決別を社内外に宣言するとともに、引き続きあらゆる機会に経営トップの強い意思を役員・従業員に伝え、共有していくような仕組みを構築することを提言する。

2. 「営業活動基本規程」および「営業活動における法令遵守マニュアル」の改訂

当社は、本件事件発覚後の平成 18 年 1 月に「営業活動基本規程」を制定するとともに「営業活動における法令遵守マニュアル」を発行し、営業従事者が守るべき行動基準と関係各部門の責任を明確化した。しかし、これらの規程・マニュアルは、その制定・発行以来、一度も改訂されることなく現在に至っている。この間、独占禁止法が改正されてカルテル・談合規制が強まっているほか、発注機関の入札談合再発防止に向けた対策が次々に実施され、公共工事入札制度そのものの改革も進んでいる。規程やマニュアルも、このような環境の変化に対応し、違法行為の未然防止の観点から実効性の高いものに適宜改めていく必要がある。そこで、当該規程およびマニュアルを早急に見直し、最新の内容に改訂することを提言する。

ルールを見直す際には、ルールとしての規制の必要性と実効性に十分配慮する必要がある。あまりに過度な規制は、ルールそのものを形骸化させる。例えば、競争会社との接触に関する現行ルールは、上司に対する事前申請を一律に求めているが、その運用状況を確認し、営業実態を踏まえて、規制の必要性と実効性を検証すべきである。また、当社の健全なコンプライアンス体制を対外的に明確に説明し、要らざる疑念を抱かれることを回避するため、各規定の遵守状況を判断するに足る記録保存等のルールの整備が求められる。

なお、ルールの改訂に当たっては、内輪の議論にとどまらず、外部識者の意見等を反映させることが望ましく、さらに、環境の変化に迅速に対応するためには、現場の営業従事者らの声を適切に反映し、今後も定期的に見直すことが必要である。

3. 独占禁止法遵守教育のさらなる充実

規程・マニュアルを最新の内容に改訂し、配布しただけでは、営業従事者に十分にその内容を浸透させることはできない。したがって、改訂後の規程・マニュアルをテキストとした独占禁止法遵守教育を早期に実施することが肝要である。

教育においては、いかに個々の営業従事者に談合を始めとした独占禁止法違反のリスクを自分の問題として認識させられるか、そして、どれだけ危機感を持たせられるかが課題となる。そこで、自社または他社の違反事例を用いるなどして、独占禁止法に違反した場合、会社に巨額の課徴金が課されうるだけでなく、営業従事者自身が刑事罰を問われ、場合によっては逮捕・勾留され、実刑判決を受けることもありうることを理解させ、しっかりと意識に刷り込ませるような、実践的で実効性の高い内容とするべく、独占禁止法遵守教育の充実によりいっそうの工夫をすることを提言する。

営業従事者は、入社配属または異動により年々入れ替わっている。現在当社では、営業部門への配属・異動時に現行のマニュアルに基づく教育を実施し、全員に受講させているが、今後は、規程・マニュアルが改訂されるたびに教育を受講させる必要がある。教育受講記録を整備し、誰が、いつ、どの内容による教育を受けたのかを把握できるようにして、すべての営業従事者が最新の内容による教育を受けていることが担保される体制を確保することをあわせて提言する。

4. 入札価格決定メカニズムの透明性向上

当社の橋梁・水門営業部門では、「セクションシート」をキーに案件の動向を管理している上、応札案件や応札価格については管理部門やエンジニアリング部門との合議によって決定されるものとし、一定の透明性を確保した仕組みを構築している。「セクションシート」は、談合の発見を容易にして違法行為の抑止・防止につながるだけでなく、万が一談合の嫌疑がかけられた場合には、当社が談合に関与していないことを証明するためのツールにもなることが期待される。しかしながら、「セクションシート」は、関係者なら誰でもアクセスできる反面、その改ざん防止策が不十分であり、事後的な監査では不正・不当な行為を見逃してしまうおそれがある。そこで、「セクションシート」について、誰が、いつ、どのような修正を加えたのか把握できるようにログを取るなど、データの改ざんを防止し、または事後の不正発見を容易にするための工夫をすることを提言する。

入札価格については、他社との調整によらず、自社の利益になるよう合理的に算出されていること、また、その決定プロセスに合理性が認められることが重要である。その

ような観点から、見積作業や受注活動など、受注に関わるプロセス全般の透明性を維持・確保するための措置を継続することをあわせて提言する。

5. 営業監査の継続および環境変化を踏まえた見直し

当社は、公正取引委員会の審決・排除措置命令に基づいて橋梁・水門営業監査を実施してきたが、公正取引委員会への監査結果の報告義務は平成 22 年度の監査をもって終了する。他方、橋梁・水門営業部門における独占禁止法違反のリスクは依然として存在し、その重要性は過去の経緯からも否定できない。そこで、現在実施している橋梁・水門営業監査について、公正取引委員会への報告義務期間終了後も基本的に引き続き実施することを提言する。

ただし、現在の橋梁・水門営業監査は、特別なタスクフォースを組成して実施しているところ、これまでの実績を踏まえ、新たなリスクにも考慮した上で、その手法の得失を検討する必要がある。例えば、従来は、受注案件については全件監査、失注案件については数件のサンプリング監査をし、そもそも応札していない案件については監査していなかったが、このような非応札案件も競争会社との受注調整の結果による場合が想定されることから、途中で応札を取り止めた案件は監査の対象とすることなどについても検討することが望ましい。さらに、独占禁止法の改正、公正取引委員会の動向、公共工事入札制度の改革等も踏まえ、営業監査の手法について適時・適切に見直しを図ることを提言する。

なお、最近の法制度や社会環境の変化を考慮すると、談合やそのおそれのある事実を早期に発見することはきわめて重要であり、そのためには、内部監査の実施に加えて内部通報制度の積極的な利用が有効と考えられる。当社の内部通報制度は、他社と比べても利用件数が多いようだが、その実効性をいっそう高めるため、健全な内部通報は会社にとって有益な行為であり、会社は通報行為を理由とするあらゆる不利益を排除していることを再度宣言し、さらに通報しやすい環境を整えていくことが望ましい。

6. 談合またはそのおそれのある事実を発見した場合の対応ルールの策定

内部監査や内部通報によって談合またはそのおそれのある事実を発見した場合、あらかじめ対応方法を策定していなければ、事実関係の確認や課徴金減免申請の可否を含めた社内の意思決定等に遅れが生じ、会社に各種の損害を与えることとなる。当社はこのような有事の場合、事実の発見者が法務・コンプライアンス部門に速やかに報告することは規定しているものの、その先の調査・報告等に関する具体的な規定は存在せず、法務部門を中心に事実関係を調査し、顧問弁護士と相談しながら対応しているのが現状である。すでに水門談合事件を始めとして課徴金減免申請を行った実績も有しているが、法令違反またはそのおそれのある事実を発見した場合の適正・迅速な調査と判断は、企業におけるコンプライアンスの要諦であり、これを怠れば役員の重大な任務懈怠となる。

したがって、課徴金減免申請を含め、事実の具体的な調査方法や意思決定プロセスなどを明示した対応ルールを策定することを提言する。

7. IHI インフラシステムのコンプライアンス体制強化と当社による指導・監督

当社は、市場等の環境変化に対応するため、平成 21 年に株式会社栗本鐵工所および松尾橋梁株式会社と橋梁・水門事業を統合し、現在は当社の 100%子会社である株式会社 IHI インフラシステム (IIS) が当該事業を行っている。したがって、談合の再発防止を徹底するためには、当社だけではなく、IIS が当社と同レベルのコンプライアンス体制を確立し、当委員会の提言を真摯に受け止めて実行に移すことが必須となる。そこで、当社が、IIS をして、当委員会の提言を受けた再発防止策を策定し、それを着実に実行せしめるよう十分な指導・監督をすることを提言する。

橋梁・水門事業を統合して子会社化したことにより、事業の特性に即した機動的な対応が可能になった反面、コンプライアンス上のリスクが高まったことは否めない。想定されるリスクとしては、出身母体の異なる人間が集まっているため、当面は個々のコンプライアンス意識に差があること、独立採算を前提としていることから、収益の確保を優先するあまり違法行為への誘惑が強まること、あるいは、十分な監査体制を維持できなくなることなどが挙げられる。IIS に対しては、これらのリスクにも配慮した上で指導・監督することが望ましい。

以 上